

# 財務省・税関における取組状況

平成30年1月10日

財務省関税局

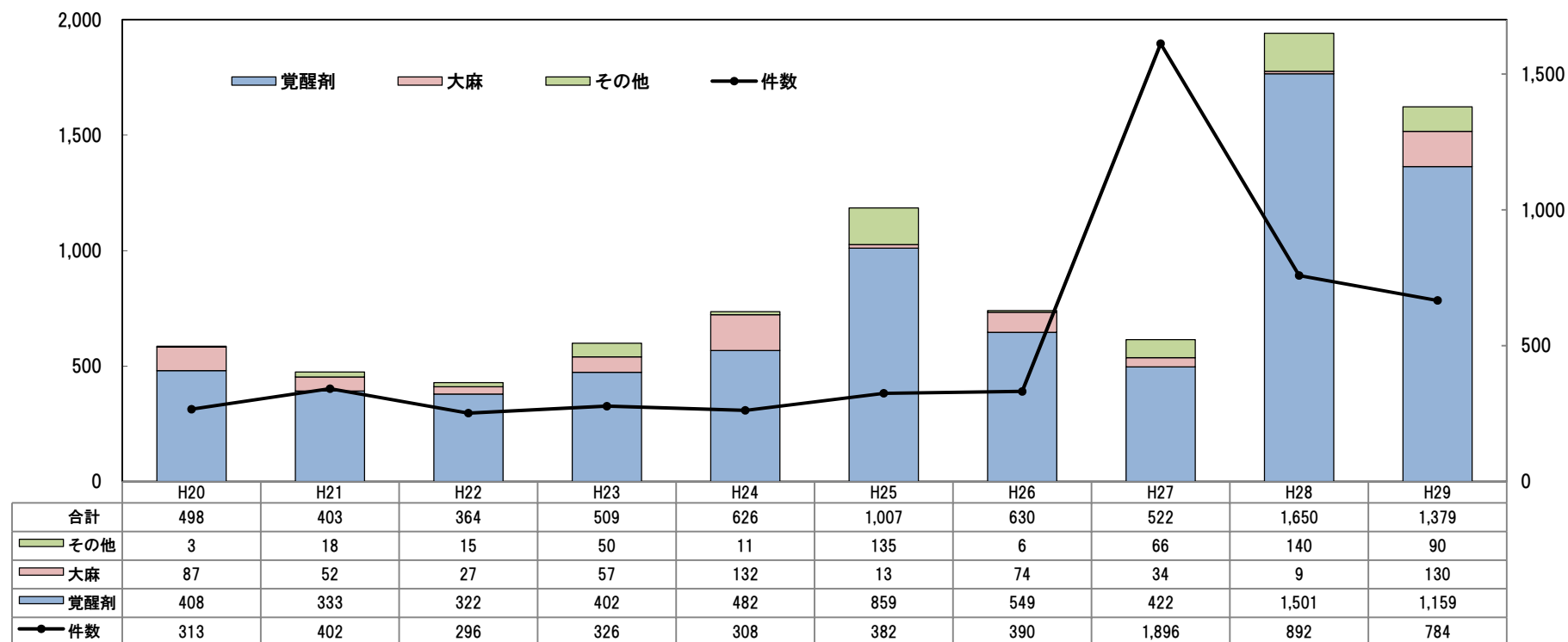
# 平成29年における不正薬物全体の摘発状況

- 不正薬物全体の摘発件数は784件(過去3番目)、押収量は約1,379kg(過去4番目)
- 覚醒剤の押収量は約1,159kgと、過去最高を記録した前年から減少したものの、2年連続1トン超えを記録

(摘発件数：件)

不正薬物の摘発件数と押収量の推移

(押収量：kg)



(注) その他とは、あへん、麻薬（ヘロイン、コカイン、MDMA等）、向精神薬及び指定薬物をいう。

# 覚醒剤の摘発状況

## ◆大口事犯を複数摘発

- 洋上取引による事犯を摘発
- 商業貨物及び国際郵便物において、一度の押収量として過去最高となる事犯を摘発
- 1件当たりの平均押収量は約8kg

### (事例1) 洋上取引

茨城県沖の海上において洋上取引され、同県内の漁港に陸揚げされた**覚醒剤 約475kg**を摘発 (平成29年8月横浜税関及び東京税関)



### (事例2) 海上貨物

#### 《商業貨物で過去最高の押収量》

中国から到着した海上貨物の検査において、猫砂の袋内に隠匿されていた**覚醒剤 約351kg**を摘発 (平成29年5月横浜税関)



### (事例3) 国際郵便物

#### 《国際郵便物で過去最高の押収量》

米国から到着した国際スピード郵便物の検査において、調味料の袋内に隠匿されていた**覚醒剤 約64kg**を摘発 (平成29年12月東京税関)



# 平成29年の主な摘発事例 ～密輸手口の大口化～

## ◆航空機旅客による密輸入の活発化

- 摘発件数は99件(前年比87%増)、押収量は約190kg(前年比約2.4倍)と、大幅に増加
- タイからの密輸入の摘発件数が前年比約6.7倍(20件)、マレーシアが6.5倍(13件)
- タイ・マレーシアからの密輸入の半数以上は、若年層(20～30代)の女性によるもの

密輸仕出地別の摘発件数  
(上位5か国・地域【航空機旅客】)



### ●タイ・マレーシアからの密輸入の特徴

(摘発された旅客の性別・年代)

タイ

女性：17件(うち若年層：14件)

男性：3件

マレーシア

女性：10件(うち若年層：7件)

男性：3件

### (事例4) 航空機旅客

タイから到着したタイ人女性の携帯品検査において、ネックピロー内に隠匿された**覚醒剤 約5kg**を摘発(平成29年4月東京税関)

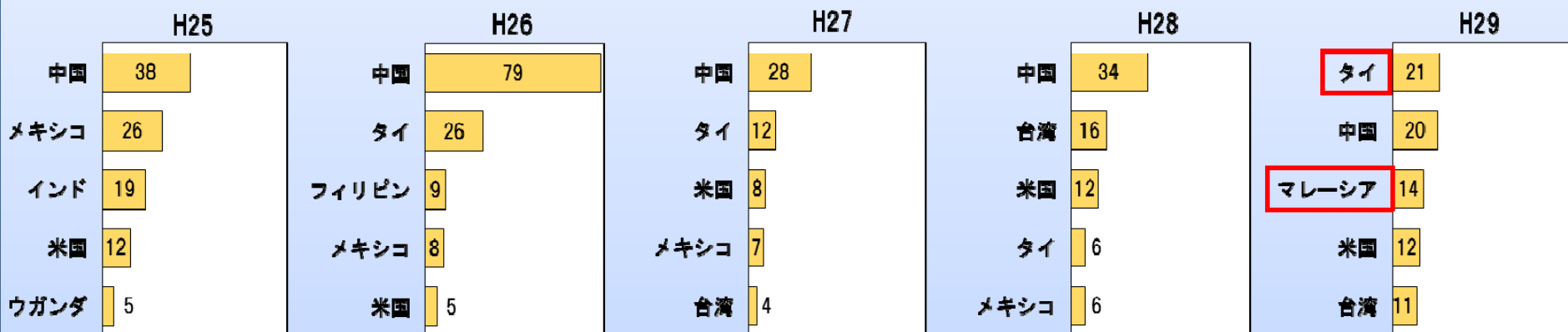


# 覚醒剤の密輸仕出地の特徴

## ◆密輸仕出地の傾向の変化

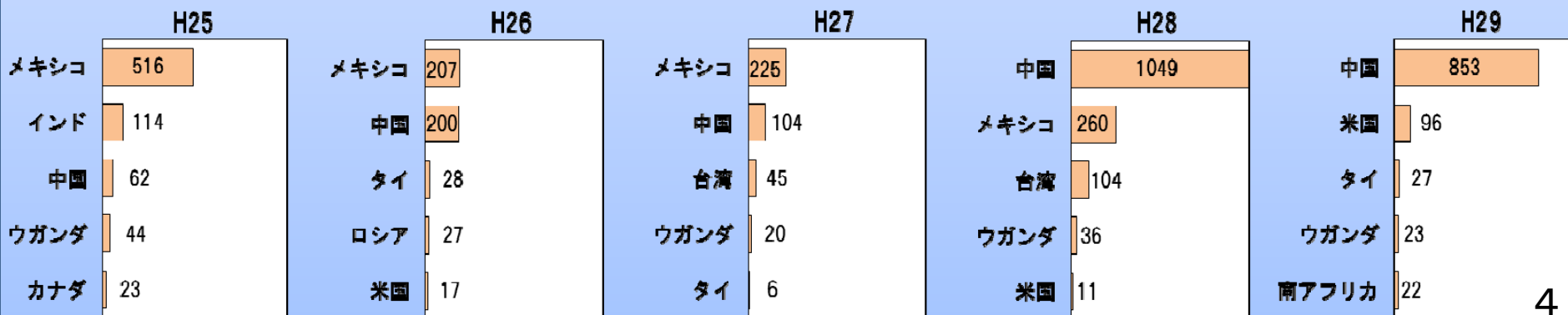
- 摘発件数ではタイが最多となり、マレーシアが大幅に増加
- 押収量では引き続き中国が最多も、近年上位であったメキシコ・台湾が大幅に減少

密輸仕出地別の摘発件数（上位5か国・地域）



(注) 第5位が複数の場合は、押収量が最も多い国・地域を記載

密輸仕出地別の押収量（上位5か国・地域）



# 啓発活動

## ○薬物乱用防止教室・税関見学受け入れ



## ○リーフレット・ポスター

**「運び屋」を許さない。**

**不正薬物の密輸は重罪です。**  
税関法上、50kg以下の密輸若しくは3,000万円以下の罰金(又はどちらも)

**運ばない! 運がらない! 言かない!**

税関 0120-461-961

**あなた、  
「運び屋」したら  
人生終わりやで!**

運んで密輸したら、  
重く処罰されます!

知らなかったでは  
すまされません!

不審な荷物は  
絶対に預からない!

不正薬物の「運び屋」は、  
重大な犯罪です。  
日本でも外国でも  
重い罪で  
厳しく処罰されます。

他人から預かった荷物でも、  
預けた荷物については責任を  
問われます。「知らなかった」、  
「分らなかった」では、  
すまされません。

他人から  
不審な荷物は  
絶対に預からない  
ようにして下さい。

財務省・税関

**「甘い誘い」にご注意を!**

甘い誘いに乗って税関罰をはじめとした不正薬物の「運び屋」となるケースが増えております。

外国に行ってみないか 外国から荷物を運んでくれないか 運送費用の心配はいらぬ

どのような、いわゆる「運び屋」への甘い誘いには乗らないでください。

「海外からモノを運んでほしい」と  
誘われて、チョコレートを持参したら...

預かったチョコレートから  
発見された税関罰

「運び屋」=不正薬物の密輸は、重大な犯罪であり、厳しく処罰されます!

「外国から荷物を運んでほしい、  
旅費は負担しなくていいし、  
報酬も出す。」と誘われ、  
引き受けたところ、荷物の中から...

罰則 約2.5kg 懲役 7年 罰金 300万円

「外国からカバンを運ばないか?」  
運んでくれたら報酬をあげる。」  
と誘われ、引き受けたところ、  
カバンの中から...

罰則 約4kg 懲役 8年 罰金 450万円

海外では死刑になることも!

税関 0120-461-961

**麻薬犬、  
ナメんなよ。**

税関は、覚醒剤など不正薬物の密輸を、  
全国の港や空港の水陸で厳しく取り締まっています。

税関 0120-461-961

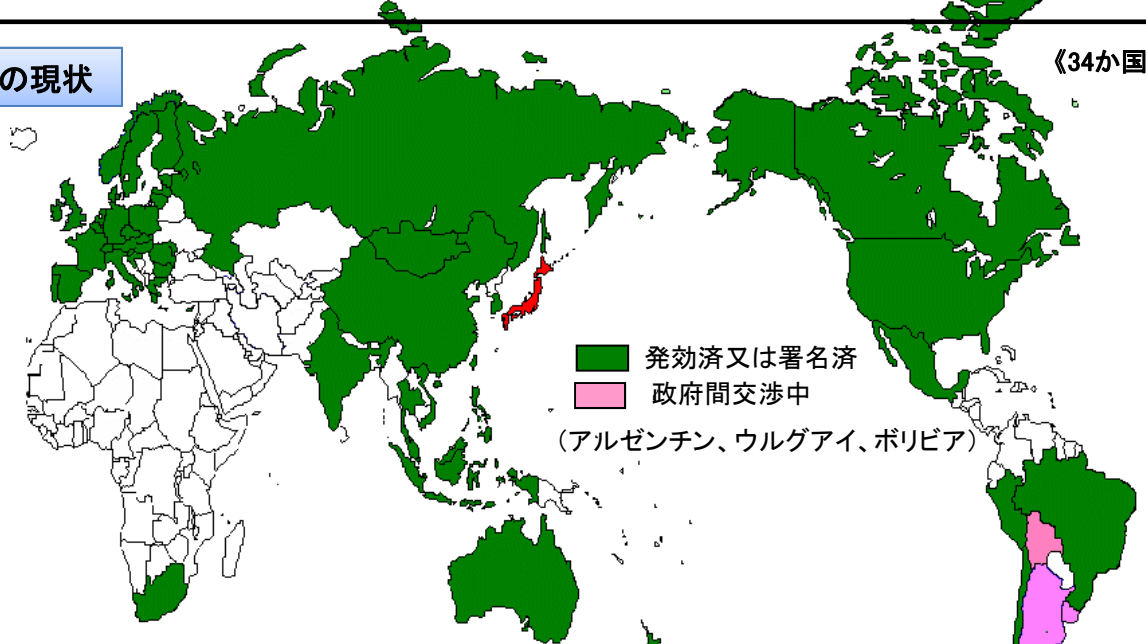
# 税関相互支援協定 (CMAA: Customs Mutual Assistance Agreement)

税関当局間において、社会悪物品の密輸の防止、知的財産侵害物品の水際取締り等を目的とした相互支援を行うことや、通関手続の簡素化・調和化等について協力することを定めた国際約束

## 税関相互支援の枠組みの現状

《34か国・地域／平成30年7月29日現在》

～欧州(11)～  
**CMAA**  
 イタリア EU  
 オランダ スペイン  
 ドイツ ノルウェー  
 ロシア  
**EPA**  
 スイス  
**税関当局間取決め**  
イギリス フランス  
 ベルギー



～北米・中南米(6)～  
**CMAA**  
 アメリカ ブラジル(未発効)  
メキシコ  
**EPA**  
 ペルー  
 (TPP署名国)  
 アメリカ カナダ  
 チリ メキシコ  
 ペルー  
**税関当局間取決め**  
 カナダ

～アフリカ(1)～  
**CMAA**  
 南アフリカ

～アジア・大洋州(16)～  
**CMAA**: 韓国 中国  
**EPA**: インド インドネシア オーストラリア シンガポール タイ フィリピン ブルネイ ベトナム マレーシア モンゴル  
 (TPP署名国) オーストラリア シンガポール ニュージーランド ブルネイ ベトナム マレーシア  
**税関当局間取決め**: オーストラリア ニュージーランド 香港 マカオ  
**その他の枠組み**: 台湾

(注1) CMAA (Customs Mutual Assistance Agreement: 税関相互支援協定)、EPA (Economic Partnership Agreement: 経済連携協定)

(注2) 別形式の枠組みが複数ある国については1か国として計上(例: オーストラリアとは経済連携協定、TPP及び税関当局間取決めを作成)

(注3) 経済連携協定は税関相互支援に係る規定が盛り込まれているもの

(注4) 下線は、平成24年度の関税法改正の内容が盛り込まれているもの

(注5) 台湾については、公益財団法人日本台湾交流協会と台湾日本関係協会との間の民間取決め

(注6) TPPについては、2016年2月に日本を含む上記12か国で署名。その後、アメリカが離脱を表明し、2018年3月、新たな協定としてアメリカを除く11か国で署名。